

また申旨ありしによりて、七日の朝に至て、豫州の許に文して答申されき。略○中 十二月十六日の巳時計に、藩邸に祇候す、戸田長門守忠利、津田外記、小出土佐守有雪等の人々、我を召出して、御家人たるべき由の仰をば、小出傳へられき、同十八日、始て見參す、

薦朋友

〔折たく柴の記上〕我師なる人順木下は、我君美新井をば、そのむかしつかへられし加賀の家田前に

す、めん事を思給て、其あらましなどきこえ給ひしに、加賀の人にて岡島といふが、すなはち忠我をたのみたりしには、我本國に老たる母のあれば、いかにもして、先生推薦給らん事を申て給るべしといふ、我其事のよしをつぶさに申て、某つかへに従はん事は、いづれの國をも撰ばず、彼人は、老たる母の候なる國にて侍れば、某に代へて、す、めらる、事、某も又望む所なり、けふよりしては、某を以て彼國にす、められん事、固く辭申す由を申切りてければ、此ことをつくく」とき、給ひ今の代、誰かはかゝる事をば申聞べき、古人を今に見るとは、かゝる事にこそとの給ひて、涙を流し給ひしが、此後常に此事をば、人々にも語り給ひたりけり、さればやがて岡島をば、彼國にす、められき、

自薦

〔今物語〕小侍従が子に、法橋實賢と云もの有けり、いかなりける事にか、世の人は是をひきがへるといふ名をつけたりける、法眼をのぞみ申て、

法の橋の法に年ふるひきがへる今ひとあがりとびあがらばや、と申たりければ、やがてなされにけり、

○按ズルニ、自薦ノ事ハ、政治部上編ニ其篇アリ、參着スベシ、

薦舉無私

〔吾妻鏡七〕文治三年六月廿一日辛卯、因幡前司廣元、爲使節上洛、略○中 帥中納言房經申大納言其事可預御舉之旨、日來内々被申于二品、源頼朝此卿爲膠漆御知音也、仍無左右、雖可被奏達、上薦有數歟、隨京都之形勢、可奏試之由、被仰廣元、凡不限此卿、於廉直臣者、於事可加扶持之由、朝暮被插御意、偏